

「選挙関係実例判例集（第十五次改訂版）」（自治省選挙部編・ぎょうせい）より抜粋

○閲覧手数料徴収の可否（昭四一、四 書記長会議質疑集）

問 選挙人名簿の閲覧の場合、閲覧手数料の可否如何。（熊本県）
答 手数料をとることはできない。

○選挙運動用に閲覧することの可否

（昭四一、四 書記長会議質疑集）

問 第二八条（現行第二九条）の閲覧の便宜供与は運動用の閲覧も含むか。（熊本県）

答 お見込みのとおり。

○アンケート目的の閲覧の可否

（平四、一、二八
宮崎県選管あて電話回答）

問 政治団体からアンケート調査の目的で選挙人名簿の閲覧願いが提出された場合、拒否することが可能か。

答 市町村選管の事務処理要綱に拒否することができると規定されている場合には、お見込みのとおり。